



考資料

矢板市空家等対策に関する支援制度

矢板市では空家等の解消を図るために、各種の支援制度を行っています。各制度の交付条件など詳細については、各担当課へお問い合わせ下さい。

平成 31 年 4 月現在

施策	事業名	補助額等	内容	担当課 連絡先	
補助制度等 利活用 その他 支援制度 除却 維持管理 共通	空家等活用支援補助事業	・ 40 万円 ※土地付きの場合	市街地における空家の利活用促進のため、改修を伴う空家の取得者に対して補助金を交付（のびのび補助金対象外の方） ※H31 新設	都市整備課 0287-43-6213	
	空家等活用定住促進補助事業 （「暮らし」のびのび定住促進補助事業）	・ 中古住宅購入 40 万円 ※土地付きの場合	空家等を活用した若者世代の定住促進及び子育て支援を図るため補助金を交付 ※H31 制度改正	都市整備課 0287-43-6213	
	空き店舗等対策事業 支援補助事業	・ 改修費の 1/2 上限 100 万円	空家等を活用した中心市街地活性化のため、対象地区の空き店舗活用し開業する者に対して改修費補助金を交付	商工観光課 0287-43-6211	
	木造住宅耐震に係る補助制度	・ 耐震診断 2/3 上限あり ・ 改修建替 1/2 上限 80 万円	木造住宅の耐震診断・補強計画策定・改修・建替に係る費用の一部に補助金を交付	建設課 0287-43-6212	
	住宅の改修に伴う固定資産税の減額	・ 改修した住宅の固定資産税 1/2～1/3 減免	住宅の耐震やバリアフリー改修に伴う固定資産税の減免制度	税務課 0287-43-1115	
	空き家バンク事業	—	空き家に関する情報を、市ホームページに掲載し、空家所有者と利用希望者との仲介（売買・賃貸）を行う	都市整備課 0287-43-6213	
	全国版空き家バンクの活用	—	空家等に関する情報を、全国版空き家バンクのホームページに掲載することで、広く情報発信を図る	都市整備課 0287-43-6213	
	フラット 35	—	空家の利活用促進のため、住宅金融支援機構と連携し、住宅取得の借入資金の金利を一定期間引き下げる制度	都市整備課 0287-43-6213	
	マイホーム借上げ制度	—	シニアの方（50 歳以上）の住まなくなったマイホームを、JTI が借り上げて転貸する制度	都市整備課 0287-43-6213	
	中古住宅流通促進に向けた各制度の周知広報	—	空き家利活用支援専門家派遣事業（県）、建物現況調査（インスペクション）など各制度の周知広報	都市整備課 0287-43-6213	
	お試し移住体験（お試しの家）事業	—	就農支援、定住促進を目的に、古民家を利用したお試し田舎暮らし体験（移住支援）	農業公社 0287-43-2650	
	除却	空家解体費補助事業	・ 解体工事費の 1/2 上限 矢板駅西用途地域内 60 万円 その他 50 万円	市内の危険空家等の解体費補助金を交付 ※H31 新設	都市整備課 0287-43-6213
	維持管理	関係団体等との連携	—	所有者が高齢や市外在住で、空家の維持管理を行えない場合に関係団体等を紹介	都市整備課 0287-43-6213
		空家の維持管理に関する各制度の周知広報	—	空家等の管理に関するガイドブックや適正管理に関する各制度の周知広報	都市整備課 0287-43-6213
	共通	相談体制の整備	—	様々な相談内容に対して、相談窓口（担当課）を統合し、関係各課の連携により対応を図る	都市整備課 0287-43-6213

矢板市空家等の適正管理に関する条例

平成 30 年 3 月 22 日
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等の適正な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、もって市民の安心で安全な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において掲げる用語の意義は、法の定めるところによる。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、空家等の適正な管理促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。
2 市は、前項の施策を実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第 4 条 空家等の所有者等は、空家等が特定空家等にならないよう適正に管理しなければならない。

(市民等の協力)

第 5 条 市民等は、第 3 条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。
2 市民等は、特定空家等と認めるに足りる事実があるときは、市に情報を提供するように努めるものとする。

(応急措置)

第 6 条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。
2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(矢板市空家等審議会)

第 7 条 この条例の適切な運用を図るため、矢板市空家等審議会（次項において「審議会」という。）を設置する。
2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(関係機関への要請)

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する関係機関等に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

矢板市空家等対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における空家等対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、矢板市空家等対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 (1) 空家等に関する諸施策の総合的な企画及び推進に関すること。
 (2) 空家等にかかわる調査に関すること。
 (3) 空家等対策計画の策定及び施策の評価に関すること。
 (4) その他空家等対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。
 2 本部長は、市長をもって充てる。
 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
 4 委員は、矢板市庁議等規則（平成2年矢板市規則第2号）第5条に規定する者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が主宰する。
 2 本部長が主宰することができないときには、本部長が副本部長のうちからあらかじめ指名する者に、その職務を代行させる。
 3 本部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 前条の会議に付議すべき事項の調査研究及び必要な連絡調整を行うため、検討部会を置く。
 2 検討部会は、都市整備課長主宰のもと、空家等対策に係る課の職員をもって組織する。
 3 都市整備課長は、必要に応じ、検討部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 本部及び検討部会に関する庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

〈空家等対策推進本部〉

職 名	備 考
市 長	本部長
教育長	副本部長
総合政策部長	
総務部長	
健康福祉部長	
市民生活部長	
経済建設部長	
会計管理者兼出納室長	
議会事務局長	
教育部長	
監査委員事務局長	
上下水道事務所長	

〈空家等対策検討部会〉

所 属	備 考
都市整備課長	部会長
都市整備課 都市計画担当	副部会長
総合政策課 政策企画担当	
総務課 行政担当	
税務課 資産税担当	
くらし安全環境課 環境担当	
商工観光課 商工担当	
水道課 業務担当	

矢板市空家等審議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における空家等対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、矢板市空家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、空家対策に関することについて、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定に関すること。
 - (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定に関すること。
 - (3) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項のほか、空家等対策の推進及び適正管理に関して、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築関係者
- (3) 不動産業関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長の職務を行う者がいないときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

矢板市空家等対策計画の策定経過

年 月	経過内容
平成30年3月	矢板市空家等の適正管理に関する条例制定
5月	空家等対策基本方針策定
6月	矢板市空家等対策推進本部及び検討部会設置
7月	第1回矢板市空家等対策推進本部
8月	矢板市空家等審議会設置 第2回矢板市空家等対策推進本部 第1回矢板市空家等審議会
9月	矢板市空家等対策計画骨子案及びパブリックコメントの実施について市議会報告 矢板市空家等対策計画骨子案パブリックコメント実施（9/10～27） 矢板市空家等対策計画骨子案策定
10月	矢板市空家等の適正管理に関する条例施行 第3回矢板市空家等対策推進本部
12月	第4回矢板市空家等対策推進本部 第2回矢板市空家等審議会
平成31年1月	第5回矢板市空家等対策推進本部
2月	第3回矢板市空家等審議会 矢板市空家等対策計画案及びパブリックコメントの実施について市議会報告
3月	矢板市空家等対策計画案パブリックコメント実施（3/1～18） 矢板市空家等対策計画策定

矢板市空家等審議会

（1）委員名簿

氏 名	氏 名	所 属	備 考
1号委員 学識経験者	江面 晃一	元行政職員	会長
1号委員 学識経験者	山本 理佐	栃木県司法書士会	
1号委員 学識経験者	大塚 孝徳	栃木県県土整備部住宅課長	
2号委員 建築関係者	和氣 文輝	栃木県建築士会	
3号委員 不動産関係者	齋藤 修一	栃木県宅地建物取引業協会	
4号委員 住民代表	築瀬 辰雄	矢板市区長会	

敬称略

（2）審議会開催数 3回

（3）審議会の概要

第1回（平成30年8月31日）

- 委員委嘱
- 計画骨子案に関する検討
 - ・空家等の現状及び実態調査の結果
 - ・空家等対策計画骨子案 等

第2回（平成30年12月25日）

- 計画案に関する検討
 - ・計画骨子案パブリックコメントの結果
 - ・各種支援制度
 - ・特定空家等への措置
 - ・実施体制の整備 等

第3回（平成31年2月4日）

- 計画案に関する検討
 - ・住民等からの空家等に関する相談への対応
 - ・対策の効果検証
 - ・空家等対策計画案 等

空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の概要

背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）
参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
 にある空家等をいう。（2条2項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→催告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、催告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

施行日：平成27年2月26日（※関連の規定は平成27年5月26日）